

北区商店街空き店舗活用支援事業

商店街空き店舗を活用 しての起業を応援します!



北区内の商店街にある空き店舗を活用して事業を行う起業家に対し、「家賃補助」と「経営相談」を行います!

支援内容

店舗賃借料を補助します!今年度から生鮮三品販売店舗(鮮魚、精肉、青果を主に販売する店舗)の補助期間、補助率を拡充しました!

◆生鮮三品販売店舗(2年間)

店舗賃借料の2/3 月額上限 1年目:5万円 2年目:3万円

◆その他の店舗(1年間)

店舗賃借料の1/2 月額上限 5万円

中小企業診断士の資格を有する経営アドバイザーによるアドバイスも無料で受けられます!

採択件数

後期採択予定 2件(審査あり)

※商店街のニーズに合った業種の場合、審査上の加点があります。
各商店街でのニーズ業種は北区ホームページを確認ください!⇒



開店対象期間

令和6年6月1日～令和7年3月31日

※補助対象者の詳細条件については裏面をご確認ください。

申請期限

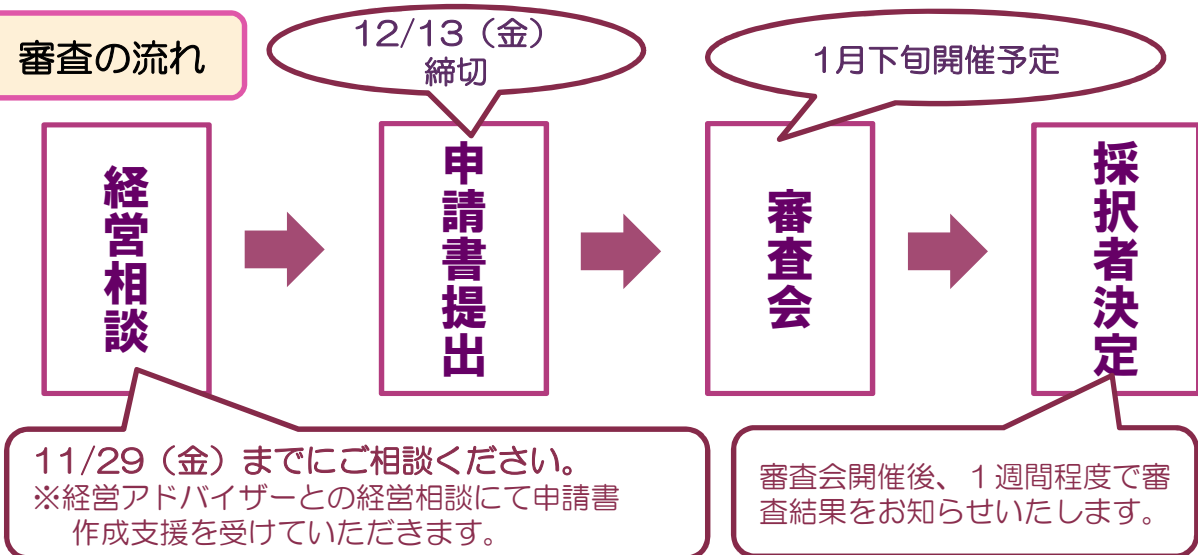
**令和6年11月29日(金)までにご相談の上、
令和6年12月13日(金)までに申請書をご提出ください。**

【ご相談・申請書提出先】
北区産業振興課商工係
住所: 北区王子1-11-1北とぴあ11階
電話: 03-5390-1235

申請要件

- ① 以下のいずれかの要件に該当する「**起業家**」であること。
 - ・ 事業を営んでいない個人であって、新たに開始する事業の具体的な計画を有する者
 - ・ 新たに事業を開始した個人であって、当該事業を開始した日以後5年を経過していない者
 - ・ 事業を営んでいない個人であって、新たに法人を設立して開始する事業の具体的な計画を有する者
 - ・ 事業を営んでいない個人によって設立された法人であって、その設立の日以後5年を経過していない者
- ② 区内商店街の空き店舗を活用して事業を行うこと。
- ③ **令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間に開店**すること
- ④ 開店後は**区内商店街に加入**すること。
- ⑤ 補助期間終了後も事業を継続する計画を有すること。
- ⑥ 前年度の税の滞納がないこと。
- ⑦ 許認可が必要な事業の場合は、許認可を受け、又は許認可を受ける見込みであること。
- ⑧ 過去に、不正や違反等により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者でないこと。
- ⑨ 空き店舗等の所有者又は管理者が親族（三親等以内）でないこと。
- ⑩ 暴力団若しくは暴力団員又はその利益となる活動を行う者若しくは団体ではないこと。
- ⑪ 既に事業を開始している者である場合は、事業を5年以上継続している者でないこと。
- ⑫ 以下に掲げる対象外事業でないこと。
 - ・ 地域のにぎわい創出と活性化が期待できない事業（倉庫事業・インターネット販売等）
 - ・ 仮設テント又は仮設店舗で行う事業
 - ・ 既存店舗の営業時間外に間借りして行う事業
 - ・ 社名又は代表者変更によって開店する事業
 - ・ 区内商店街から別の区内商店街への移転によって開店する事業
 - ・ ナショナルチェーン、フランチャイズチェーン等の加盟店、支店に所属して行う事業
 - ・ 風営法上の性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他社会通念上適切ではない事業
 - ・ その他区長が適切でないと判断した事業

審査の流れ



商店街空き店舗のお問合せ

区では、空き店舗活用を推進し、地域商業の活性化を図ることを目的として、以下の区内不動産業団体と「東京都北区における空き店舗活用の推進に関する包括連携協定」を締結しております。

区内商店街の空き店舗をお探しの方は下記の団体に直接お問合せください。

※必ずご希望の条件の空き店舗があるとは限りませんので予めご了承ください。

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城北支部：03-3827-4171